

## 学校法人清泉女学院行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作るため、制度の周知・啓発を行うとともに、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年 4月～ 制度に関する情報収集
- 平成28年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し教職員に周知

目標2：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して教職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成27年 6月～ 母性健康管理についての情報収集
- 平成28年 6月～ 母性健康管理に関するパンフレットを作成し教職員に周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 有給休暇の所得状況について実態調査および現状を把握
- 平成28年 4月～ 有給休暇の計画的取得の実施および取得率向上に向けた施策の検討および実行